

原子力談話会ニュース 速報

原子力談話会 発行 55・4・11

No. 1

米国、日本に ^{235}U を提供 申し出

3月11日付で外務省から関係官庁および学術会談に次のような通知があった。

“アイゼンハワー米口大紙領の原子力平和的利用案の裏付として、さきに米口100キログラムのウラニウム235に相当する核分裂性物質の提供を約束した日、右に同じく現在米日本大使館に対し、わが口が将来右物質の配分を受けることを希望するならば、米口はこれに関する予備的話を始める用意がある旨、非公式に連絡があつたので、追つて在米米口大使館より正式申し出がある由であるが、とりあえず同大使館送付越しの米側別添書類等とともに右お知らせするにつき、あらかじめ御検討おききたい。

なお、米側としては、本物質を希望口に配分するに当つては、あらかじめ米口と受領を申出た口との間、米口の原子力法 第123条* 所定の能力のための能力決定を結ぶことが必要となつている。”

(以上)

* 注 —— 原子力法第123条

他口との能力 —— 第4, 57, 64, 82, 104, 144条の定めるところによる他口もしくは地域防衛機構とのいかなる決定も、以下のことがおこなわれるまでは おこなわれてはならない。

① 委員会が、また144条もによりおすはれた決定のための決定の場合には口防衛省が、能力のための決定案をこれに関する報告とともに大統領に回付すること、そして、この場合の決定は

1) 能力の諸条件・条件・期限・性質・範囲

2) 能力のための決定に規定されている「核保持の保護条件と規準」——
Safeguards Safeguards and Standards ———— 与えられるという能力の相手方による保証

3) 決定にもとずいて移譲される物質が原子兵器、原子兵器の研究と開発

その他の軍事目的に利用されないという相手の保証

4) 相手のための決定にもとづいて移転される物資または制限資料が、その相手のための決定に開示されているほか、権限のない人格 (unauthorized person) に、あるいは相手の相手の管理をこえて、移転されないという相手の相手方による保証

を含まなければならない。

8. 大統領が、その相手のための決定案の実行を承認して、決定案の実現を促進すること、ならびにそれが口実と完全保護に不当な危険をおよぼさないことを文書で決定すること。および

9. その相手のための決定案ならびに大統領の承認および決定が合同審議会に回付されて、議会会期中す30日間の期限を経過すること。

x o x o x o - - - - x o x o x o x o x o

富永五郎君 出奔

カ... アジア諸口会議に出発の富永五郎君は、皆様の御援助により、3月30日午後5時、羽田から出奔することができました。

カ... 会議では日本の原子力内閣の現状について報告を行う予定です。

カ... なお、詳細は改めてお知らせしますが、お話しおよびその問題からのカンパは約3万円に達しました。

皆様の御協力に感謝致します。

+ + + + ∞ ∞ ∞ → → → . . .

会費をお払下さい。

談話会々費が3月で切れまじとので、とさるだけ早くお納め下さい。

30年4月〜9月	半耳分	賛助会費	500円
		一般〃	250円
		学生〃	150円

なるべく何人かまとめてお送り下さい。

談話会常任委・会計 服部・夏臣